構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

埼玉県川口市

2 構造改革特別区域の名称

川口市障害者コミュニケーション充実特区

3 構造改革特別区域の範囲

川口市の全域

4 構造改革特別区域の特性

川口市は古くから、「鋳物の街」「キューポラのある街」として知られ、中小企業が多く集積する自治体として、不況の波を受けやすい特性があります。また、最近では、古くからある鋳物工場が業務を閉鎖し、その工場跡地は高層マンションへと姿を変えてきている状況にあります。このような中で、本市では、新しい時代に成長できる地場産業が栄える都市づくり、高齢者や障害者を含む市民が生きがいを持ち、積極的に地域社会に参加できるよう、バリアフリーの都市づくり等の条件を整備し、身近な活動機会の確保を進め、充実した日常生活を過ごせる長寿社会にふさわしい都市づくりを進めます。

また、平成10年3月に、障害者福祉分野において障害のある人もない人も地域 社会の一員として、共に生活できる社会が正常な社会であるというノーマライゼー ションの理念に基づいて、障害者福祉の一層の充実・向上を目指し、積極的に展開 してきた各種施策をさらに見直して、総合的・体系的な指針となるための「川口市 障害者福祉計画」を策定しました。

この計画は、障害者が、社会、経済、文化活動等あらゆる機会に参加し、すべての人々が平等な生活を営むことのできる「完全参加と平等」社会の実現を目指し、そのために、保健、医療、福祉、教育、雇用などの分野において、一生涯にわたる障害者の支援を総合的、計画的に推進するための基本的な考え方と具体的な施策を掲げています。その後、障害者を取り巻く社会状況は大きく変化し、障害者の重度化・重複化が進展する中、障害者の方々のニーズの多様化や社会環境の変化等を見極めつつ、的確に対応する障害者福祉施策を推進していく必要性があり、平成15年3月に「川口市障害者福祉計画」の見直しを行い、特に重要な施策については重点プロジェクトに位置付け、さらに国・県の障害者施策と整合性を図りながら、ノーマライゼーションの理念を一層推進していくものとしております。

5 構造改革特別区域計画の意義

障害者も障害のない人も一緒に地域で生活することが「正常な」状況であるとし、 障害者を地域的、社会的に隔離せず、同じ社会で生活することのできる社会形成を 目指すというノーマライゼーションの理念を達成することは、障害者が社会生活や 社会形成、更には社会発展に対して完全に参加することができること、そして、障 害のあるなしに関わらず平等な生活を営むことができること、経済的・文化的・社 会的発展によって改善される生活状況を平等に享受できること、つまり、「完全参 加と平等」を実現することです。

「完全参加と平等」を実現するには様々な課題があります。例えば、障害のない人や障害者自身の「障害」に対する意識の問題です。市民だれもが自然な気持ちで障害者と接することができるよう、心のバリア(障壁)を取り除くための取り組みを進めていくことが重要です。市民のだれもが自分らしい人生を送る権利があることから、障害者が各人の個性を生かした生き方を見つけ、主体的にいきいきと生活するために、多様な選択の可能性を社会が用意する必要があるとともに、障害者自身も積極的に社会に出て様々な人と関わりを持つことが望まれます。

そこで、障害者が主体的に自分の生き方を選び、自立した生活を営む仕組みを確立することや、交流の場を充実すること、交通をはじめ都市環境の中で障害者に対する阻害要因を取り除くなどにより、障害者の社会参加を促進することが重要となります。

そこで、障害のある人と障害のない人、さらには障害の内容が異なる人々の間に、 互いのことをよく知らないことからくる偏見や誤解を解消するため、また、障害者 が積極的に社会参加できるようにするために、コミュニケーション環境を整備する 必要性があります。

様々な障害をもつ人の中でも、視覚障害者は、自然に入手できる情報が限定されてしまい、その情報不足から、十分な行政サービスを享受することができないことがあります。

そこで、本市では、市広報紙を点字および録音テープにより、発行することなど の事業を行い、その情報不足の解消を図ってまいります。

また、聴覚及び音声言語障害者は、窓口においてコミュニケーション不足により、 担当職員と明確な意思疎通を図れず、スムーズな行政サービスを享受することがで きないことがあります。

本市ではこのような状況の中で、平成11年度から障害福祉課に手話通訳者を配置することとし、行政側が積極的にコミュニケーション不足の解消を試みて、障害をもった方の利便に供してきたところであります。

手話通訳者が配置されるまで、聴覚障害者等とは筆談により、コミュニケーションを行っていたところでありますが、手話通訳者を配置することで、それまでぎこちなかった聴覚障害者等との意思疎通がスムーズなものへ変わり、より一層相互のコミュニケーションが図られるようになりました。平成14年度の手話通訳件数は、777件であり、1日約3件の利用となっています。その利用の内容は、福祉の窓

口をはじめとして、住民票、年金、教育関係、さらには庁内の銀行窓口など、多種 多様であります。手話を必要とする人が、どの時間帯に訪れるのかは、予想がつか ないものであり、仮に予約制などにより、その利用時間を限定することは、人員配 置の面や人件費の側面だけを見ると効率的なものであるかもしれませんが、聴覚障 害者等の立場にたった行政施策ではないと考え、本市では、予約制などとはせず、 手話通訳者が手話通訳を行っている時間以外には、一般事務にも携わる体制で、一 般職の臨時職員として配置しています。

さらに、聴覚障害者等の利便性を考えると、手話通訳者は2人1組のローテーションなどにより常置しておくべきであり、一定以上の手話通訳の技術がある者の応募が望めない状況の中で、市社会福祉協議会における設置手話通訳登録者から選考している状況であります。しかしながら、すでにこの登録者は別のパート等で就労している者が多く、市の要請に応じられない状況になってきています。そこで、当該手話通訳登録者の任期を今までより長期間可能とすることにより、応募者のない場合に手話通訳者を配置できないというリスクを回避し、行政と聴覚障害者等との間のコミュニケーション手段を確実なものとします。

また、臨時職員ではなく、正規の職員が、一定以上の手話通訳技術を有すれば、この問題は解決できるものかもしれませんが、市全体の研修体系の中では、その技術にまで達することは難しく、1日の市の開庁時間全体の中では利用頻度の少ない専門技術であるこのような職に限り、臨時職員で対応することが利用者と行政の両方からは最適な手段と考え、本市では、このような臨時職員のあり方に構造改革特区の意義があると考えます。

6 構造改革特別区域計画の目標

川口市では、平成15年3月に見直した新たな障害者福祉計画において、その基本目標を「みんなで創る だれもがいきいきと暮らせる街 かわぐち」とし基本方針として次の5項目を定めています。

- 1 個性を認め合える機会を増やす(社会参加と相互理解の促進)
- 2 地域で住み続けられる環境を整える(保健・医療・福祉サービスの充実)
- 3 主体的に生きる力を育む(就学・就業環境の整備)
- 4 安全で快適に暮らせる街を創る(生活環境の整備)
- 5 全市的な取り組みを図る(推進体制の整備)

この基本方針を推進するために重要となることが、コミュニケーション環境の整備です。そこで、本市では、障害者の方が様々な人との関わりを深め、社会参加を促進するため、情報提供手段の整備と情報交換の場づくりに努め、その一つとして、視力障害者の方に対してはガイドヘルパーの派遣、点字図書・録音等、聴覚障害者の方に対しては手話通訳者の派遣、要約筆記者の派遣、FAXの支給等で在宅生活でのコミュニケーション手段の充実を図っていくことを目標とします。

市役所に来庁する障害者の方は、身体・知的・精神と色々な部位に障害を持たれていますが、その中でも、自分の意思表示ができる障害者の方は何らかの方法で要

件は伝わります。しかしながら、聴覚障害者の方は「聞く」「話す」ことができないということで、有効なコミュニケーション手段は手話による対応ということになります。このことから、窓口に一定以上の手話通訳技術をもった者を設置し、常時対応できる体制を整えておき、行政と聴覚障害者の間で円滑なコミュニケーション環境の整備を図ります。

まず、手話技術者の質量的充実を図る必要から、社会福祉協議会における登録手話通訳者を、平成19年度までに25名以上に拡大することを目標とします。

その上で、市役所において現在2人体制で行っている手話通訳については、より 一層の充実を図る必要性があることから、市役所本庁舎以外の公共施設への設置を 検討していきます。

当面は、平成18年開設予定の川口駅前の行政センターにおいも、手話通訳者の設置を目標とし、市役所としての設置人数を3人以上に増やしていきます。併せて、一般職員においても、障害者とのコミュニケーション手段の充実を図る必要性があることから、職員研修における手話講座を充実させ、基礎的手話実技の能力を備えた職員を増やしていきます。これらのことによって、平成19年度までに、窓口にこられた方に対して、迅速に手話で対応できる体制を整備することとします。

また、この計画では、利用者数の増加などの数値的目標を設定することが困難であることから、実際の利用者にアンケート等により、設置事業に対する満足度を計り、改善すべき点があれば改善していくこととします。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

障害者の「完全参加と平等」を実現するための阻害要因となっている障害者と障害のない人との間でのコミュニケーション不足の環境を改善し、行政側が積極的にその手段を安定的なものとして確保することにより、障害者が積極的に社会参加することを促進し、住み良い安全な街づくりの一環となります。

専門的資格を持つ者であっても、それだけの業務だけに従事させることが、 行政的には効率的でないと判断できる場合に、別の業務を従事させるなどの条件にしておくことにより、常時変化する今日の行政需要に対して、効率的な人 員配置を行うことができます。

そこで、手話通訳という専門資格を有する者を最大3年間、臨時職員とする という構造改革特区の実施には、将来的には他の専門的資格を要する業務に従 事する者についても、別の業務を併せ任せることを可能とする体制の実現への 試行的意味を持っています。

8 特定事業の名称

地方公務員に係る臨時的任用事業(番号 409)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しょうとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

| 項目 | 基本施策(平成15年度~19年度) |
|-----------|--------------------------------|
| 登録手話通訳者養 | 聴覚障害者の地域活動においてコミュニケーションを円滑に行う |
| 成講座事業 | ため、市社会福祉協議会と連携し、初級・中級・上級・専門各コー |
| | ス別の養成講座(各コース33回)を毎年度実施し、手話通訳者の |
| | 養成を図ります。 |
| 手話通訳者派遣事 | 市社会福祉協議会と連携し、手話通訳者養成講座の専門コースまで |
| 業 | を終了し、選考試験に合格した者のうち、事業を理解し、希望した |
| | 者を登録手話通訳者名簿に登載し、各種要請に応じ、派遣すること |
| | により、聴覚障害者の地域活動におけるコミュニケーションの円滑 |
| | 化を図ります。 |
| 職員手話研修事業 | 障害者サービスの一助として手話を学び、聴覚障害者への理解を深 |
| | めるため、希望職員を募り、基礎的手話実技講座(12回)を実施 |
| | し、行政サービスの向上を図ります。 |
| 視覚障害者図書館 | 図書館を活動拠点とするボランティアが、作成した点字図書や朗読 |
| 奉仕事業 | テープの貸し出し、対面朗読を行います。 |
| 点字・録音広報等の | 視覚障害者の日常生活に必要な市広報、社協だよりなどの行政情報 |
| 発行事業 | 等を、点字広報紙、録音テープとして毎月発行しています。 |
| コミュニケーショ | 障害者のコミュニケーションを円滑に行うため、要約筆記、点字ワ |
| ン機器の充実事業 | ープロを始め、FAX、パソコンのIT機器等の最新情報を把握す |
| | るなど活用に努めます。 |
| 「障害者福祉ガイ | 障害者福祉に関する事業内容等の概要をまとめた「障害者ガイドブ |
| ドブック」の充実事 | ック」を発行し、その内容の充実に努めるとともに、発行方法や配 |
| 業 | 布方法の改善を図ります。 |

別紙

- 1 特定事業の名称
 - 409 地方公務員に係る臨時的任用事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

川口市

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

川口市が任用する臨時的任用職員の中で、手話通訳の業務のために任用した者について、その採用した日から6ヵ月を超えない期間で更新し、最長で3年間まで任用できるものとします。

5 当該規制の特例措置の内容

手話通訳に関しては、要求される技能が高度なものであることが要因となっているため、2名の者で対応している当該職についての応募がほとんどない状況で、人材の確保が困難であることから、地方公務員に係る臨時的任用事業の1号要件を適用させることにより、その期間を長期的なものにすることを可能とし、その事業導入後について、応募者がない場合においても、人材の確保ができないリスクを軽減することができます。

* 要件適合性を認める根拠

1号要件の適合性:手話通訳者としての技能が高度なものであること等が要因となり、応募者が集まらない状況にある又は今後も集まらない状況になる可能性が大きいため、手話通訳の可能な人材の確保が困難であることから、1号要件である資格要件を必要とする職について、既に臨時的任用を行っている場合において、特区における人材の需給状況等に鑑み、更新時において現に任用している職員以外の者を任用することが困難な場合に該当すると考えられます。

* 特区における臨時的任用の適正な実施を確保する措置

(1) 当該臨時的任用の状況

広報紙を活用し、毎年実施している「市職員給与・職員数の公表」と併せて、当該臨時的任用の状況についても公表を行っていくものとします。

(2) 資格要件の制定

手話通訳者としての資格についての要件を明確にします。

(3) 身分及び処遇について

要綱等により、公正な処遇について明文化するものとします。